

3-4. 保有・取得・利用・提供に関する規律（原則）

保有に関する規律

- 行政機関等は、法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができる。（法第61条第1項）
- 行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない。（法第61条第1項）
- 行政機関等は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。そのため、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない。（法第61条第2項）

取得・利用・提供に関する規律

- 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければならない。（法第62条）
- 行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。（法第63条）
- 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。（法第64条）
- 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。（法第65条）
- 行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。（法第69条第1項）

1-5. 「要配慮個人情報」の定義（法第2条第3項関係）

○「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- 1. 人種：** 人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。
- 2. 信条：** 個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含む。
- 3. 社会的身分：** ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位
- 4. 病歴：** 病気に罹患した経歴
- 5. 犯罪の経歴：** 前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実
- 6. 犯罪により害を被った事実：** 犯罪の被害を受けた事実
- 7. その他政令で定めるもの：** 施行令・施行令に委任された施行規則で規定
 - 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること
 - 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果
 - 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
 - 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと
 - 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと